

珠洲市復興計画（案）

【基本理念】 古から引き継がれてきた里山里海の営みの再生をベースに、近年取り組んできた大学と連携した人材育成事業やSDGsの推進、トキの放鳥に向けた取り組み、日本中央競馬会の引退競走馬を活かす取り組み、奥能登国際芸術祭などを復興への光として、アートや先駆的な技術を取り入れ、さらに次の世代に引き継ぐことのできる、より強靭で安全な新たな地域づくり、より生産性の高い生業（なりわい）づくりを目指す。

基本方針1

より強靭で安全な、災害に強い地域づくり

施策1-1 市民生活を支える公共施設の強靭化

- ・道路
- ・上下水道
- ・砂防、河川、海岸
- ・農林水産施設
- ・市街地・集落
- ・公園・緑地などレクリエーション空間
- ・観光施設のあり方検討
- ・小中学校・公民館



施策1-2 災害に強い地域づくりの推進

- ・災害時の生活用水の確保
- ・消防、救急、防犯等
- ・分散型再エネの導入



施策1-3 危機管理対応の検証と充実

- ・危機管理対応の検証
- ・災害時応援協力の拡充
- ・消防団を中心とした地域防災力の充実強化
- ・災害教訓の伝承、防災教育の推進
- ・防災DXの推進

施策1-4 被災者への支援の充実

- ・避難所の自立型エネルギーの整備促進
- ・孤独・孤立対策

施策1-5 情報通信基盤の強靭化

- ・無線通信サービスの充実
- ・災害時の情報通信手段の確保

施策1-6 スマート生活の実現

- ・マイナンバーカードの活用
- ・SNSの活用

基本方針2

暮らしとコミュニティの再建

施策2-1 むらしと住まいの再建

- ・仮設住宅の建設促進
- ・災害公営住宅の整備
- ・10地区の復興プラン策定
(区画整理事業、液状化対策事業、津波防災事業等の検討)
- ・住宅再建への支援
- ・被災建物の公費解体の促進



施策2-2 祭りの再開支援、文化財の再建

- ・キリコ、山車などの祭り用具の再建等
- ・無形（民俗）文化財の再建



施策2-3 子育て支援の更なる充実

- ・周産期医療体制の確保
- ・福祉事業の提供体制強化

施策2-4 学びの環境の再建

- ・学校施設等の早期復旧
- ・魅力ある学校づくりの推進

施策2-5 医療・福祉・介護予防の再構築

- ・地域医療の再建と医療と介護の連携強化
- ・災害医療受入体制の充実

施策2-6 地域公共交通の再建

- ・持続可能な地域公共交通のあり方の検討

施策2-7 公民館を拠点とする地域力の再建

- ・公民館を単位とする地域力の再建

基本方針3

生産性の向上を図るなりわいの再建

施策3-1 被災した事業施設等の早期復旧・復興支援

- ・各種支援制度の円滑な活用に向けた支援

施策3-2 事業再建までの支援

- ・仮設店舗等の開設支援
- ・雇用維持の支援
- ・市内企業の経営再建

施策3-3 農林水産業の再建

- ・地域の生業再生
- ・「珠洲ブランド」の価値向上
- ・スマート農業・スマート水産業の導入



施策3-4 地場産業、伝統工芸品産業の再建

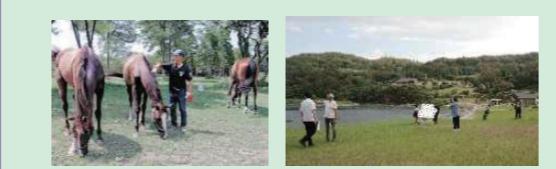
- ・被災した地場産業の早期復旧・強靭化
- ・珠洲焼事業者の再建に向けた支援

施策3-5 商店街・市街地の再建

- ・商店街・市街地のまちづくり支援

施策3-6 観光産業の再建

- ・珠洲の魅力づくり
- ・教育旅行の誘致
- ・DXを活用した宿泊業の生産性向上



施策3-7 新しい事業の創出

- ・本市の地域資源を活かした起業の促進
- ・企業の誘致

【計画期間】 珠洲市の最上位計画である「まちづくり総合指針」と連動した期間が適していると考えられることから、計画期間を6年間（令和6年度から令和11年度まで）に設定し、短期的なものは2年間（令和6年度から令和7年度）で取り組む。

基本方針4

これまでの取り組みを活かした魅力ある地域の再生

施策4-1 移住・定住の促進

- ・U・Iターン相談窓口の機能強化
- ・里山里海を活かした体験や探究的な学びの推進

施策4-2 芸術（アート）を活用した魅力づくり

- ・奥能登国際芸術祭やアートを柱とする各種ツーリズムの推進



施策4-3 大学連携による人材育成事業

- ・金沢大学のサテライト機能強化等による人材育成の推進

施策4-4 世界農業遺産など「珠洲ブランド」の価値向上

- ・GIAHSに認定された里山里海の保全・活用
- ・トキ放鳥に向けた環境整備
- ・日本中央競馬会の引退競走馬を活かす取り組みの推進
- ・伝統文化や祭礼、伝統産業の継承



施策4-5 SDGsの推進

- ・地域循環共生圏の形成
- ・能登SDGsラボの活用による地域課題の解決の推進

施策4-6 震災遺構の調査・発信

- ・地盤隆起や断層等の地域資源化に向けた調査
- ・災害記録の後世への伝承

基本方針5

DXの推進による「つながる社会」の実現

施策1-1 市民生活を支える公共施設の強靭化

- ・道路
- ・上下水道
- ・行政情報システムのクラウド化

施策1-3 危機管理対応の充実

- ・防災DXの推進

施策1-5 情報通信基盤の強靭化

- ・無線通信サービスの充実

施策1-6 スマート生活の実現

- ・マイナンバーカードの活用
- ・フロントヤード改革の推進

施策2-4 学びの環境の再建

- ・学びの継続支援等

施策2-5 医療・福祉・介護予防の再構築

- ・認知症を地域で支える仕組みづくり

施策2-6 地域公共交通の再建

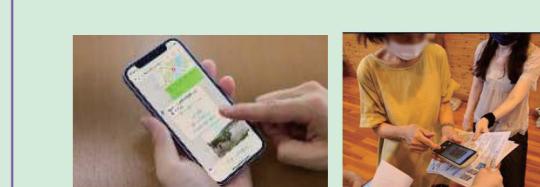
- ・公共交通等交通基盤

施策3-3 農林水産業の再建

- ・スマート農業、スマート水産業の導入

施策3-6 観光産業の再建

- ・DXを活用した宿泊業の生産性向上
- ・DXを活用した珠洲の魅力づくり



上戸地区の復興まちづくりの方針について

1. 意見交換会・地区別復興まちづくり協議会の実施概要

意見交換会・協議会	日程		会場	次第
意見交換会	第1回	6月9日（日）	上戸小学校	1. 令和6年能登半島地震による被害状況 2. 仮設住宅とインフラ復旧について 3. 支援制度に関する説明
	第2回	8月5日（月）	上戸小学校	1. 令和6年能登半島地震による被害状況 2. 珠洲市復興計画（住まい・まちづくり編）の基本的な考え方 3. 地区別計画
復興まちづくり 協議会	第1回	8月24日（土）	上戸小学校	区長を中心に協議会を発足
	第2回	11月16日（土）		まちづくりについて意見交換
	第3回	11月23日（土）		1. 第2回意見交換会で出た意見のふりかえり 2. まちづくりの考え方、要望

※復興方針図について

まちづくり協議会等において提案のあった住民の要望や意見を中心にしてまとめたものです。
災害公営住宅の建設や道路整備等、事業に必要な関係者との合意は未調整です。

2. 復興まちづくり検討に関する基本的な考え方(道路)

1. 道路の種類

避難路、建物自主再建に向けた道路、まちの魅力向上・課題解決のための道路、その他（道路・通路）の4種類を設定

2. 検討の視点

(1) 避難路

津波ハザードマップにおける避難路を対象に、現況幅員が4m未満の道路、建物倒壊時においても機能を維持する必要のある道路について、最低でも4m以上に拡幅を行う。

(2) 建物自主再建に向けた道路

接道していない宅地、幅員4m未満の道路に接している宅地で、所有者が自主再建の意向がある場合は、道路新設、道路拡幅、二項道路指定（建物や壁のセットバック）等の必要な対応を行う。

(3) まちの魅力向上・課題解決のための道路

キリコ祭りにおけるキリコの動線等、まちの魅力向上のための道路や、地域課題の解決等のために必要な道路については、地域の議論に応じて、新設・拡幅・修景等を検討。

(4) その他（道路・通路）

上記以外の道路のうち、現況幅員が4m以上の道路については原形復旧を行う。4m以下のものについては、通路として、必要があれば沿道の地権者にて検討をお願いする。

各道路の分類については
地域の議論を踏まえつつ
県や市の関係部局と
今後調整の上、決定していく

3. 地域内道路の考え方

(1) 避難路

津波ハザードマップの避難路に位置づけられている道路

6mまたは4mを確保し、安全性を担保する

うち、幅員4mに満たず、拡幅が考えられる道路

※両側拡幅するか、片側に拡幅するか

拡幅の手法などについては、地元との協議によります



(2) 建物自主再建に向けた道路（次頁参照）

幅員4m未満の建築基準法上の1号道路・2項道路

両側の宅地が道路中心線から2mセットバックすることで4mの幅員を確保する

幅員4m未満の建築基準法上の位置づけがない道路

原則4m以上になるようセットバックし、幅員を確保する

※両側拡幅するか、片側に拡幅するか拡幅の手法などについては、地元との協議によります



(3) まちの魅力向上・課題解決のための道路

内浦街道などキリコ祭りの舞台となる道路

地域の議論に応じて、新設・拡幅・修景等を検討。

課題解決のための道路



(4) その他

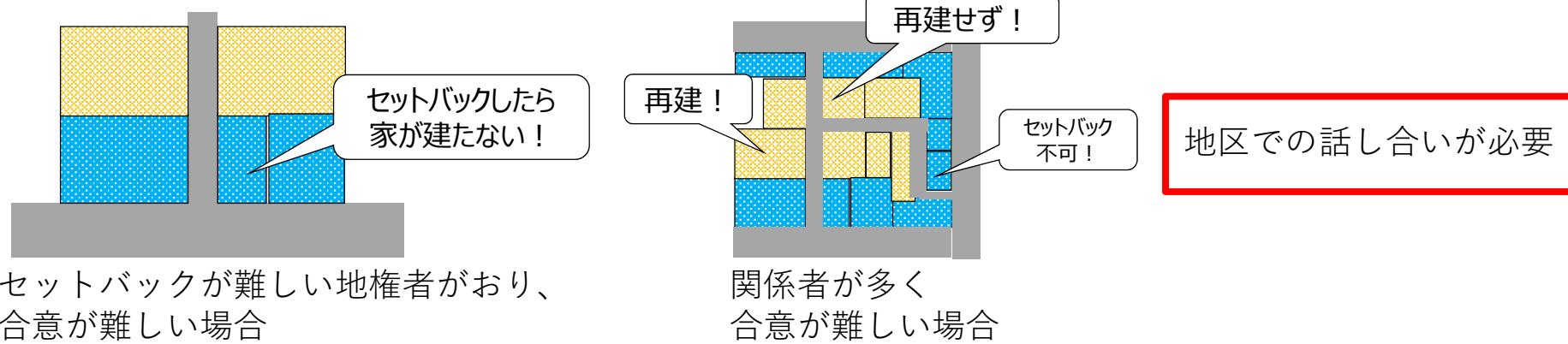
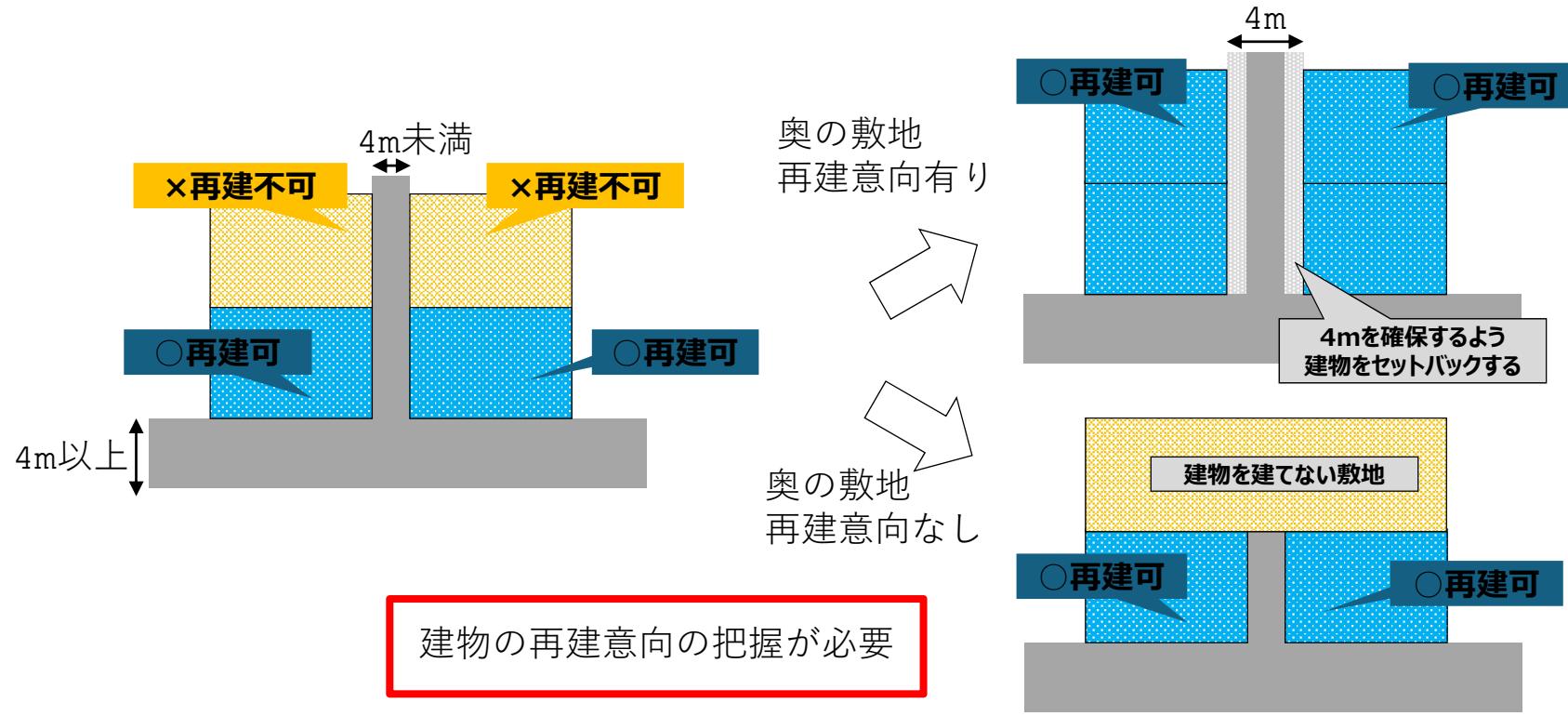
上記以外の幅員4m以上の道路

既存の道路を復旧する

上記以外の幅員4m未満の道路（通路）

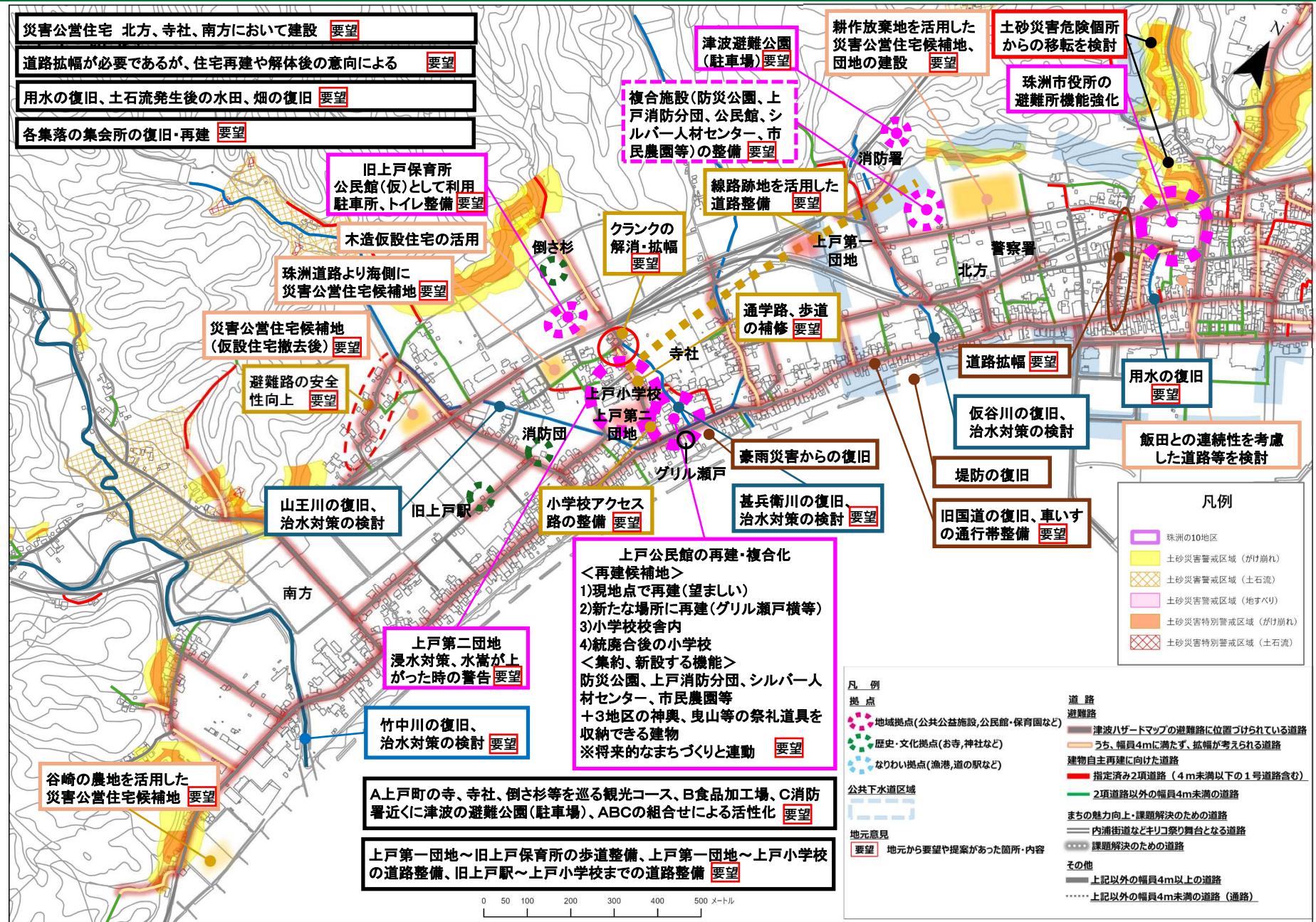
通路扱いとなり、沿道の地権者にて復旧をお願いする

4. 建物自主再建に向けた道路



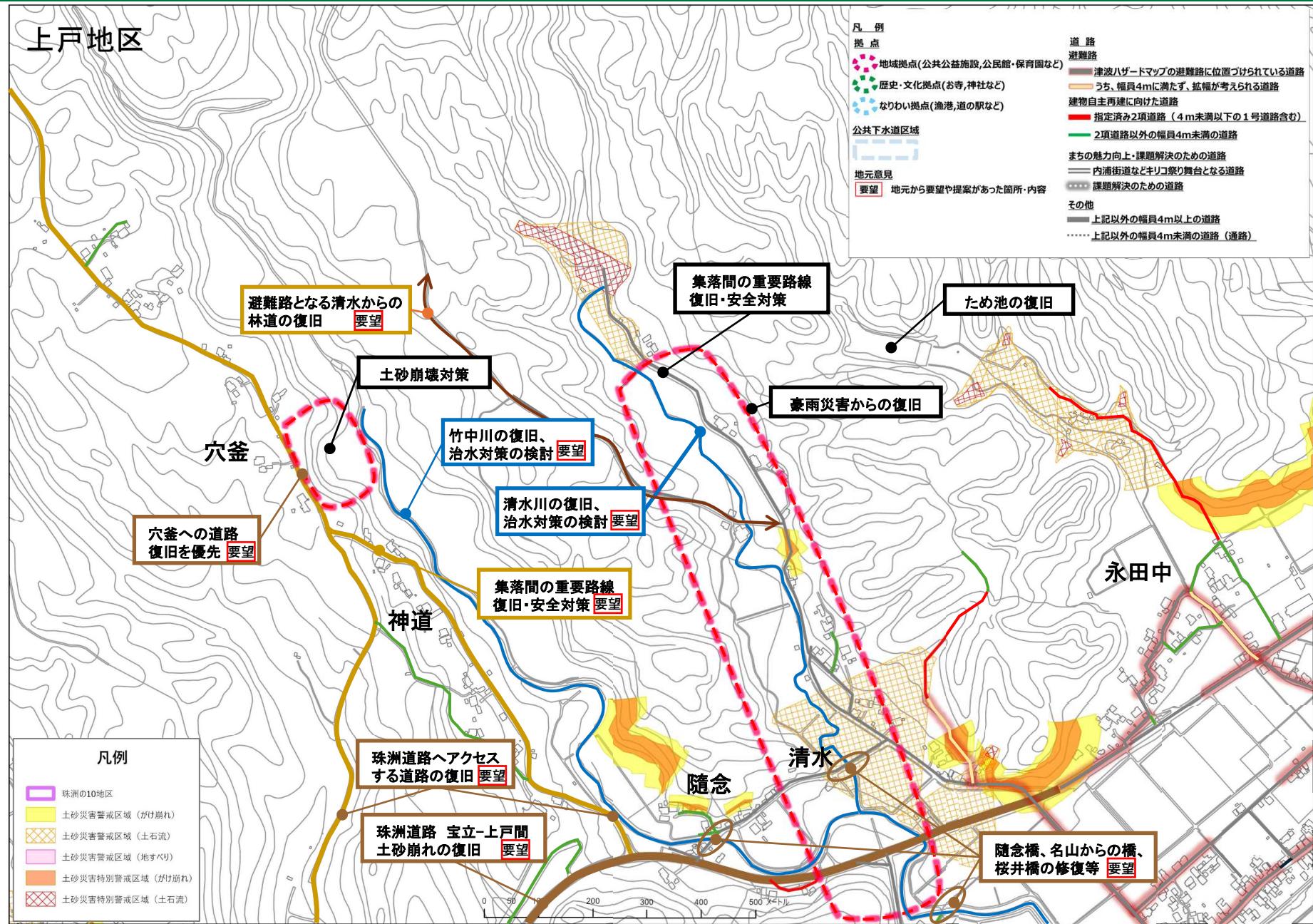
5. 復興方針図

第3回協議会までのまとめ



5. 復興方針図

第3回協議会までのまとめ



■意向調査へのご協力のお願い

受託者：（株）計画情報研究所

今日の意見交換会を踏まえ、みなさまの住まいに対する意向を、今後調査させて頂きます。

既に同様の意向調査を実施しておりますが、今後の「新たなまちのかたち」を考えるための重要な資料となりますので、改めまして、現時点のご意向をお答えください。

なお、本調査に回答頂いた意向が後日変化しても構いませんので、**現在のお考えを可能な限り回答頂けると幸いです。**

対象： 珠洲市にお住まいの全ての世帯（復興事業のため一時的にお住まいの方を除きます）

方法： **今後、郵送にて調査票を各世帯に配布します。**記入の上、同封の返信用封筒で送付ください

時期： 来年1月頃〆切（予定）

- 調査内容：**
- 氏名、年齢、家族構成、住所（被災前と現在）、経済状況、被災時と現在のお住まいの状況
※道路の拡幅など、場所を特定する必要がございますので、記名式での調査となりますが、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。
 - 今後のお住まいの場所（元の場所に再建？ 元の場所から変わる？…）
 - 住まいの形のお考え（持ち家？ 賃貸？ 災害公営住宅？ 親族の家？…）
 - 元の場所に再建される場合 → 自宅前の道路について（広げる？ 変わらず？…）
 - 元の場所から変わる場合 → どこに住むか（同じ地区？ 市内の別の地区？ 市外？…）
→ 元の土地をどうするか（活用？ 売却？ 賃貸？ 寄付？…）
 - お住まいと別の土地がある場合（事業所、作業場、農地等） → 貸付・売却・寄付等する希望
 - 災害公営住宅に入居希望の方 → 入居人数、立地・建て方・面積の希望



年末年始の機会に、ご家族で話し合いをお願いします。

住まいの再建について

1. 住宅を新たに建てる、購入する

- ・同じ場所で建て直す



- ・別の場所で新築、購入する



一般住宅(3ページ目から)

2. 住宅を補修する

- ・住宅を補修する



- ・宅地を復旧する



3. 住宅を借りる

- ・民間のアパートなどを借りる



- ・災害公営住宅などを借りる



それぞれの場合に給付金や
貸付金制度が利用できます

-詳しくはこちらの
資料をご参考ください

珠洲市における
住宅再建の支援
に関する給付金・
貸付制度

2024年11月
珠洲市

災害公営住宅(7ページ目から)

住宅を新たに建てる(自力再建)

「同じ場所で建て直す」場合の支援メニュー

「珠洲市における住宅再建の支援に関する給付金・貸付制度」

1.住宅を新築・購入する

(1) 震災前と同じ場所で住宅を「新築」する場合

1) 給付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準壊
一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊	
半壊解体※1	230万円
敷地被害解体※2	
長期避難世帯※3	
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 リ災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 Tel0768-82-7725

被災者生活再建支援金（建設・購入）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊	
半壊解体※1	300万円
敷地被害解体※2	
長期避難世帯※3	
大規模半壊	250万円
中規模半壊	100万円
半壊	

※1 リ災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合3/4の金額を支給

問 珠洲市危機管理室 Tel0768-82-7725

3) その他

自宅等の公費解体



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル Tel080-7974-1737

自宅再建利子助成事業給付金



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

県内で居住する住宅を新築・購入又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を受けることができます。

(1) (2) (3) 対象者 すべて 満たす 方	(1) リ災証明書が半壊以上※の世帯
	(2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入（所得）額が、次の要件を満たす
	①世帯全員の収入が各自の収入のみ： 世帯合計収入が600万円以内
(1) (2) (3) 対象者 すべて 満たす 方	②世帯の収入が給付額以外の収入がある 世帯合計収入が440万円以内
	※世帯内に23歳未満の被扶養者がいる場合は 収入（所得）額は控除できません。
	※高齢者・障がい者等による世帯の世帯収入（所得） 要件の範囲（控除）があります。
(3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再 建のために金融機関等から融資を受け ている	(3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再 建のために金融機関等から融資を受け ている
	給付金額 上限 300万円（1世帯あたり1回）

※1 敷地解体解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）、応急仮設住宅等に入居された方を含む

問 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター Tel076-225-1968

生活福祉資金貸付（災害援護費）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準壊
一部損壊

災害により被害を受けた低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等は、住宅の補修や災害を受けたことにより臨時に必要となる経費について、資金の貸付を受けることができます。（所得制限あり）

貸付上限額	最大 150 万円（災害援護費）
	【災害援護費】 ・破損事故による家具・家電の購入・修理費用 ・新居への転居費用
	据置期間 貸付の日から 2 年以内（返済猶予）
返済期間	据置期間終了後 20 年以内
利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.5% ※住宅再建に要した費用から被災者の住宅再建支援金（加算支援金）受給額を差し引いた金額を上限額で給付

問 臨時特例給付金コールセンター Tel076-225-1956

2) 貸付

災害復興住宅融資（建設・購入）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住宅を火災した世帯で持家を建設する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	4,500万円（用地取得しない場合）
返済期間	「3年」又は「5年」又は「10年」のいずれか短い年数以内 全期間固定金利
利率	年1.04%（令和6年11月1日現在）

※1 「大規模半壊」「中規模半壊」又は「半壊」の場合は被災住宅の修理が不能または困難である場合

※2 「60歳」、「70歳」、「80歳」、「90歳」、「100歳」のいずれかの年齢の方（令和6年11月1日現在）

問 住宅金融支援機構（共通）
Tel0120-086-353（通話無料）

災害復興住宅融資<高齢者向け返済特例>



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

満60歳以上の方が火災した持家を建設する場合、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	4,500万円（用地取得しない場合）
利率	全期間固定金利 年2.67% (令和6年11月1日現在)
特徴	・毎月のお支払いは利息のみ ・借入金の元金は申込人・連帯債務者も含む ・全員がでくならぬ際に、相続人の方から、手元金による支払い、または融資住宅及び土地の売却等により一括清算 ・先取権等の債務を下げる（残債務がある場合でも、相続人は残った債務を返済する必要がない）

<イメージ>



「同じ場所で建て直す」場合の試算（40坪程度）

10地区共通

ローン返済額の一例

<再建条件> 被災した場所で建替え

構造・建て方 :木造・戸建て 延床面積 :**40坪(約135m²)**

坪単価 :80万円/坪※ 工事費 :**3,200万円**

※奥能登4市町の工事届データより

<借入条件> 住宅金融支援機構の「災害復興融資」

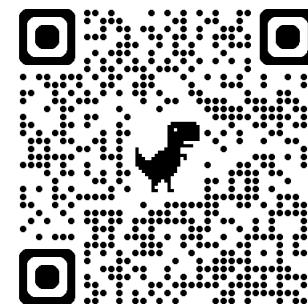
借入額 :**2,000万円**(残りは義援金+再建支援金+頭金で対応)

返済期間 :**25年間**

返済方法 :元利均等(据置期間なし)

金利 :1.24%(固定) ※2024年11月時点

災害復興融資のローン返済額の試算ページのQRコード



<ローン返済額の試算結果>

毎月返済額:約7.8万円

「同じ場所で建て直す」場合の試算（25坪程度）

10地区共通

ローン返済額の一例

<再建条件> 被災した場所で建替え

構造・建て方 :木造・戸建て 延床面積 :**25坪(約83m²)**

坪単価 :80万円/坪※ 工事費 :**2,000万円**

※奥能登4市町の工事届データより

<借入条件> 住宅金融支援機構の「災害復興融資」

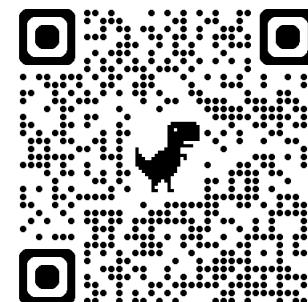
借入額 :**1,000万円**(残りは義援金+再建支援金+頭金で対応)

返済期間 :**15年間**

返済方法 :元利均等(据置期間なし)

金利 :1.24%(固定) ※2024年11月時点

災害復興融資のローン返済額の試算ページのQRコード



<ローン返済額の試算結果>

毎月返済額:約6.1万円

災害公営住宅について

災害公営住宅について

■ 災害公営住宅とは？

- ・災害により**住宅を失い、自力で住宅の再建が難しい被災世帯**に対して、**地方公共団体**が国の助成を受けて整備する**賃貸住宅(公営住宅)**

■ 入居資格(対象世帯) [原則]

- ・**災害により住宅を失った世帯※**で、住宅に困窮している世帯が対象

※罹災証明書で、「住家」が「半壊」以上 + 解体済または解体予定の方

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊



被災した住宅を解体済または解体予定の世帯

- ・**入居時は収入要件(入居できる収入の上限基準)はありません。**

ただし、入居から3年を超えた後は、一般の公営住宅と同じ家賃体系となりますので、その時点で“一定以上の収入”がある方の取り扱いは17・18ページ目を参考ください。⑧

災害公営住宅の整備の基本的考え方

10地区共通

・過去の震災復興の例では、**市街地**や限られた敷地に**まとまった戸数が必要な場所**では**集合住宅タイプ**、**山間部**や**地形の制約**がある場所、**戸数が少なくてよい**場合は**戸建て・長屋タイプ**が整備されています。

	戸建てタイプ	長屋タイプ	集合住宅タイプ
整備戸数	・建設する戸数は比較的少ない(数戸～)	・建設戸数は多い(十戸以上～)	
建てる場所の条件	・建設戸数が比較的少なくてよい場所 ・高い建物の建設がなじまない場所 ・地形の制約がありまとまった敷地がない場所 ・道路の広さなどで工事車両が入りにくい場所	・まとまった戸数が必要な場所 ・周辺が市街化され、中層の住宅建設が可能な場所(都市計画区域内など)	
間取り・住戸面積	・比較的大きめの面積	・小型～大型住戸まで可能	
バリアフリー	・1階建の場合、住戸内部が全てバリアフリー仕様 ・2階建の場合、住戸内部に階段がある	・住戸内部はバリアフリー仕様 ・3階建以上はエレベーターあり(原則)	

災害公営住宅の建て方のタイプ

戸建てタイプ



長屋タイプ

・**2以上の住戸を1棟に
建て連ねた建物で
各住戸に直接出入りができる建物**



集合住宅タイプ

・1つの建物に2以上の住戸があり
**共用の廊下や階段がある
建物(マンション・アパートなど)**



災害公営住宅の必要戸数の推計(市全体と地区別)

■住まいの意向調査(6・9-10月実施)結果をもとにした災害公営住宅戸数の推計

*完成済の建設型応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅の入居者、避難所にいる方などが対象

- 回答をもとに推計した結果、珠洲市全体で**700**戸の災害公営住宅が必要と予測

各地区の整備戸数の仮設定 (意向調査の結果等をもとに整理)	
①宝立地区	145戸
②上戸地区	35戸
③飯田地区	55戸
④若山地区	55戸
⑤直地区	45戸
⑥正院地区	105戸
⑦蛸島地区	105戸
⑧三崎地区	90戸
⑨日置地区	20戸
⑩大谷地区	45戸
合計	700戸

回答結果や各地区的被災状況をもとに上戸地区では**35戸**と仮設定

災害公営住宅を建設するために必要となる敷地の大きさ(目安)

■必要となる敷地面積の試算(上戸地区)

・仮に**35**戸の災害公営住宅が必要な場合…

1戸あたりの敷地面積
(駐車場・道路等含む)を
200~290m²と仮定



→ ケース1:すべて木造の戸建て・長屋とする場合

約7,000~10,000m²(0.7~1.0ha)の敷地が必要

→ 上戸小学校グラウンド(砂地部分約4,600m²)
2こ分 の 敷地探しが必要

1戸あたりの敷地面積
(駐車場・道路等含む)を
90~160m²と仮定



→ ケース2:すべて木造またはRCの2~3階集合住宅とする場合

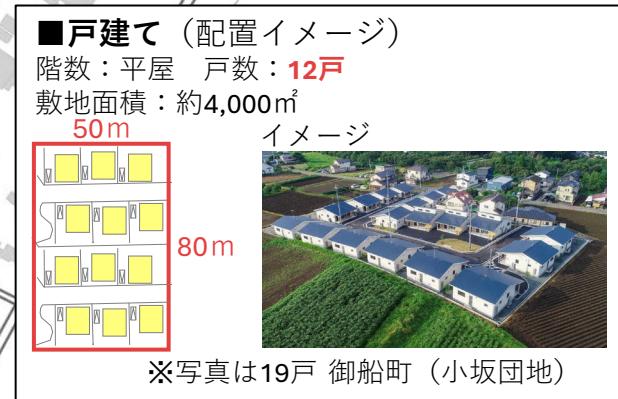
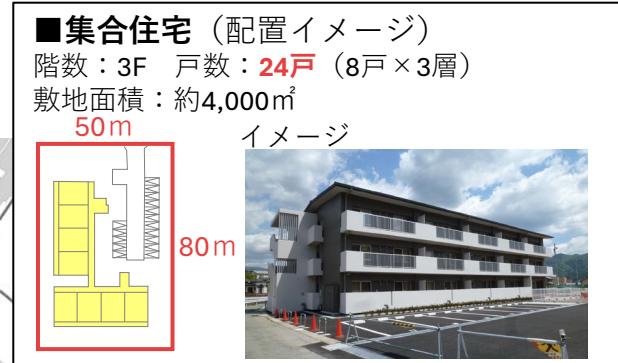
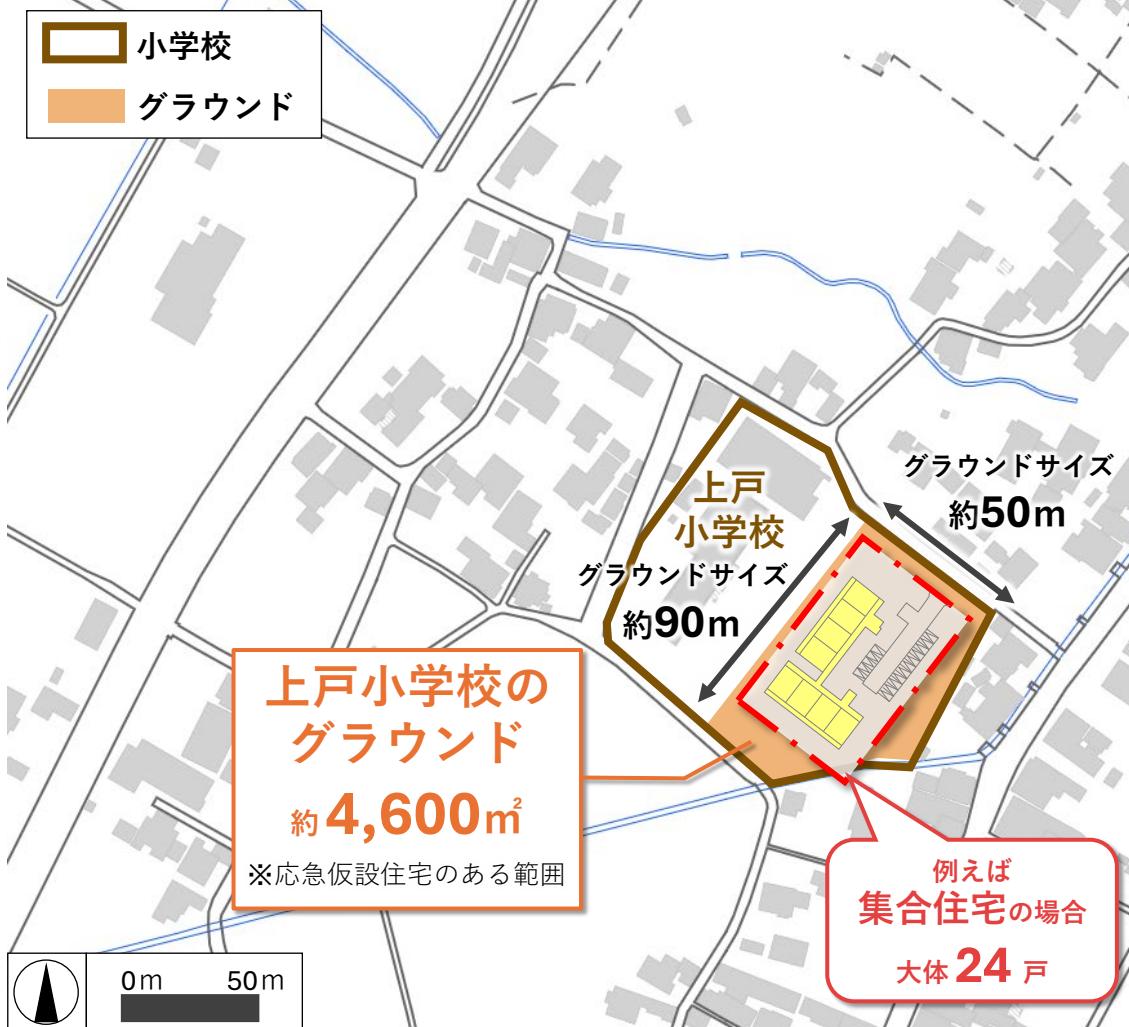
約3,000~6,000m²(0.3~0.6ha)の敷地が必要

→ 上戸小学校グラウンド(砂地部分約4,600m²)
1こ分 の 敷地探しが必要

災害公営住宅に必要な敷地の大きさ

■地図上に災害公営住宅を置いてみると…

<上戸小学校グラウンド周辺>



災害公営住宅の家賃の目安

■45m²程度(2DK)の場合

(世帯人数(目安):1人世帯を想定)

【間取りのイメージ(事例※)】



建て方:共同住宅
面積:約48m²
間取り:居室2室
 (洋1、和1)
 ダイニング・
 キッチン
 洗面室、
 トイレ、
 浴室

※出典:熊本県「平成28年熊本地震災害公営住宅整備記録」を一部加工

<想定家賃> *共益費・駐車場代・光熱水費は別途必要
1.3~3.1万円/月程度

- 家賃算定方法は、国の制度で決められており、収入などによって変わります。
- 実際の算定には、細かな計算が必要となりますので、目安とお考えください。
- “一定以上の収入”がある方は、上記「想定家賃」を超える額をお支払いいただく必要があります。(17・18ページ目参照)

■55m²程度(2DK)の場合

(世帯人数(目安):1~3人世帯を想定)

【間取りのイメージ(事例※)】



建て方:共同住宅
面積:約55m²
間取り:居室2室
 (洋1、和1)
 ダイニング・
 キッチン
 洗面室、
 トイレ、
 浴室

※出典:熊本県「平成28年熊本地震災害公営住宅整備記録」を一部加工

<想定家賃> *共益費・駐車場代・光熱水費は別途必要
1.6~3.7万円/月程度

災害公営住宅の家賃の目安

■65m²程度(2LDK)の場合

(世帯人数(目安):2人~5人世帯を想定)

【間取りのイメージ(事例※)】



建て方:共同住宅
面積:約66m²
間取り:居室2室
 (洋1、和1)
 リビング・
 ダイニング・
 キッチン
 洗面室、
 トイレ、
 浴室

※出典:熊本県「平成28年熊本地震災害公営住宅整備記録」を一部加工

<想定家賃> *共益費・駐車場代・光熱水費は別途必要
1.9~4.4万円/月程度

■75m²程度(3LDK)の場合

(世帯人数(目安):4人~5人世帯を想定)

【間取りのイメージ(事例※)】



建て方:共同住宅
面積:約75m²
間取り:居室3室
 (洋2、和1)
 リビング・
 ダイニング・
 キッチン
 洗面室、
 トイレ、
 浴室

※出典:熊本県「平成28年熊本地震災害公営住宅整備記録」を一部加工

<想定家賃> *共益費・駐車場代・光熱水費は別途必要
2.2~5.1万円/月程度

- 家賃算定方法は、国の制度で決められており、収入などによって変わります。
- 実際の算定には、細かな計算が必要となりますので、目安とお考えください。
- “**一定以上の収入**”がある方は、上記「想定家賃」を超える額をお支払いいただく必要があります。(17・18ページ目参照)

世帯例と災害公営住宅の家賃の目安

10地区共通

世帯の例

1人
世帯

60代前半の単身者(会社勤め)
(世帯年収約300万円)

2人
世帯

年金暮らし 70代夫婦(ともに70代)
(世帯年収約280万円(220万円+60万円))

3人
世帯

共働きの夫婦+小学生1人
(世帯年収約410万円(330万円+80万円))

4人
世帯

共働きの夫婦+子ども2人
(世帯年収約500万円(400万円+100万円))

家賃の目安

45m²: **2.3万円**/月 程度
55m²: **2.8万円**/月 程度

55m²: **1.6万円**/月 程度
65m²: **1.9万円**/月 程度

55m²: **2.2万円**/月 程度
65m²: **2.5万円**/月 程度
75m²: **2.9万円**/月 程度

55m²: **3.7万円**/月 程度
65m²: **4.4万円**/月 程度
75m²: **5.1万円**/月 程度

65m²: **2.9万円**/月 程度
75m²: **3.3万円**/月 程度

※公営住宅の家賃は、年間所得額によって決まります。

同じ”世帯年収”であっても、家族構成や年齢、収入の種類などによって”年間所得額”は異なりますので、家賃が変わる場合があります。

<参考>“一定以上の収入”がある世帯の年収

- ・**入居から3年以上を経過した場合、“一定以上の収入”がある世帯は、公営住宅制度上、家賃額が“国が別で定めた算出方法で計算された家賃”に引き上げられることになります。**

■“一定以上の収入”になる世帯年収の目安

世帯の例

世帯人数 (*片働き)	世帯収入
単身世帯	約290万円/年
60歳以上の単身者	約450万円/年
2人世帯*	約350万円/年
ともに70歳以上の夫婦の場合	約510万円/年
3人世帯*	約400万円/年
就学前の子どもがいる場合	約550万円/年
70歳以上の方が1名いる場合	約410万円/年
4人世帯*	約440万円/年
就学前の子どもがいる場合	約600万円/年
70歳以上の方が1名いる場合	約460万円/年

※世帯年収の算定には、細かな計算が必要となりますので、目安とお考えください。

<参考>“一定以上の収入”がある世帯の家賃

・**入居から3年以上を経過した場合、“一定以上の収入”がある世帯は、公営住宅制度上、家賃額が“国が別で定めた算出方法で計算された家賃”に引き上げられることになります。**

■入居後3年以内の想定家賃(目安)

*共益費・駐車場代・光熱水費は別途必要

45m²程度：3.5万円/月 程度

55m²程度：4.3万円/月 程度

65m²程度：5.1万円/月 程度

75m²程度：5.9万円/月 程度



■入居後3年以上を経過した場合の “国が別で定めた算出方法で 計算された家賃”の例

<参考独自試算>

45m²程度：12.0万円/月 程度

55m²程度：13.5万円/月 程度

65m²程度：15.6万円/月 程度

75m²程度：18.0万円/月 程度

*住宅面積の大きさや建設費次第では
この金額より高くなることもあります。

<東日本大震災の例>

A団地 3DK : 約14.5万円/月

B団地 3LDK : 約17.7万円/月

C団地 4DK : 約18.3万円/月

珠洲市住まい再建支援金交付事業

助成内容

令和6年能登半島地震または奥能登豪雨により住まいに被害を受けた方が、市内で住まいを再建・修繕した場合に支援金を交付するもの。

1 対象者

- ① 生活の本拠となる住まいの罹災証明書の被害区分が半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊または長期避難世帯のいずれかの世帯（被災証明書は対象外）が、市内で新たに住まいを新築または新築物件を購入した場合
② 一部損壊以上で住家を大規模修繕した場合 ※①、②いずれも費用が800万円以上が対象

2 助成額

1件あたり費用の10%を助成（子育て世帯は15%助成）、[新築・新築購入上限額200万円（子育て世帯は300万円上限）] [修繕上限額100万円（子育て世帯は150万円）]

※ 新築、新築物件の購入又は修繕が完了した後支給

（単位：千円）

再建方法	被害程度	助成額上限
新築・新築購入	全壊、半壊解体、大規模半壊、中規模半壊、半壊	2,000（子育て世帯 3,000）
修繕	一部損壊以上	1,000（子育て世帯 1,500）

3 申請期間

能登半島地震復興基金枠配分を財源とし、申請期間は加算支援金の申請期間と同様の37か月（地震災害は令和9年2月まで、豪雨災害は令和9年10月まで）

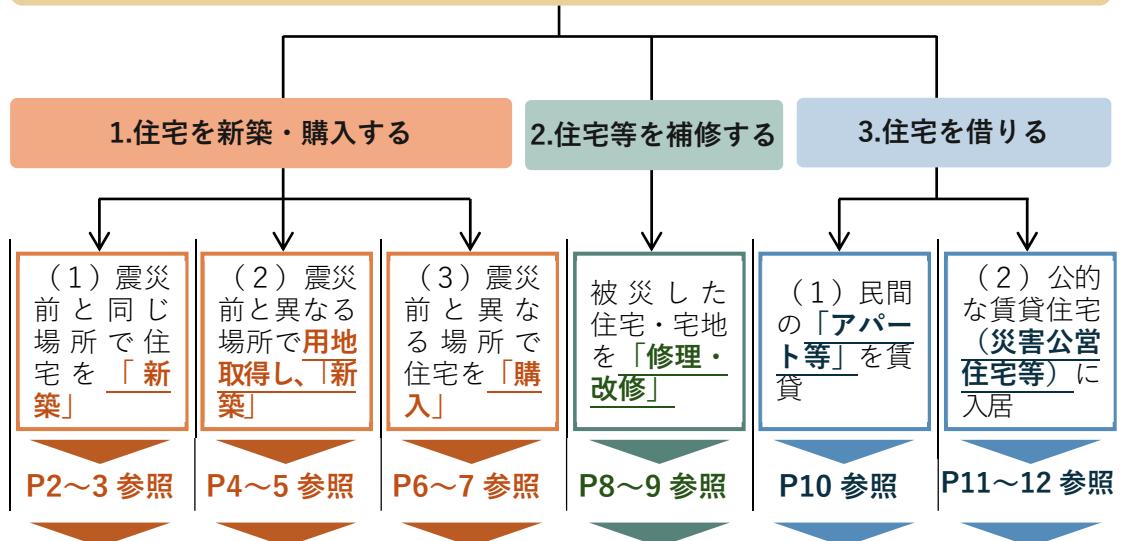
対象期間：令和6年1月から令和9年10月まで

珠洲市における 住宅再建の支援 に関する給付金・ 貸付制度

2024年11月
珠洲市

珠洲市における住宅再建の支援に関する給付金・貸付制度 ※2024年11月時点

被災者の仮住まい（仮設住宅等）



	給付	A	230万円				—
		B	300万円*		200万円*	150万円*	
全壊	貸付	C	(4,500万円)	(5,500万円)	(5,500万円)	(2,500万円)	—
	給付	A	170万円				—
大規模半壊	B	250万円*		150万円*	100万円*	—	—
	貸付	C	(4,500万円)	(5,500万円)	(5,500万円)	(2,500万円)	—
中規模半壊	給付	A	115万円				—
	B	100万円*		50万円*	25万円*	—	—
半壊	貸付	C	(4,500万円)	(5,500万円)	(5,500万円)	(2,500万円)	—
	給付	A	55万円				—
	B	100万円*		50万円*	25万円*	—	—
	貸付	C	(4,500万円)	(5,500万円)	(5,500万円)	(2,500万円)	—
準半壊	給付	A	40万円				—
	貸付	C	—		(2,500万円)	—	—
一部損壊	給付	A	13万円				—
	貸付	C	—		(2,500万円)	—	—

※ 1人世帯は3/4の金額を支給

A : 石川県・珠洲市義援金（住家被害）

B : 被災者生活再建支援金

C : 災害復興住宅融資（融資限度額）

その他 要件に該当する方は以下の支援メニューも活用できます

- 家屋等の公費解体
- 被災宅地等復旧支援事業/住宅耐震化促進事業
- 自宅再建利子助成事業給付金
- 地域福祉推進支援臨時特例給付金
- 生活福祉資金貸付

1.住宅を新築・購入する

(1) 震災前と同じ場所で住宅を「新築」する場合

1) 納付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊	
半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

被災者生活再建支援金（建設・購入）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊	
半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	300万円
大規模半壊	250万円
中規模半壊	100万円
半壊	

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合は3/4の金額を支給

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

2) 貸付

災害復興住宅融資（建設・購入）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住宅をり災した世帯で持家を建設する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	4,500万円（用地取得しない場合）
返済期間	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間※2」のいずれか短い年数以内
利率	全期間固定金利 団体信用生命保険加入しない場合 年1.04%（令和6年11月1日現在）

※1 「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は被災住宅の修理が不能または困難である場合

※2 「80歳」—「申込本人または収入合算者のうち、年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

災害復興住宅融資＜高齢者向け返済特例＞

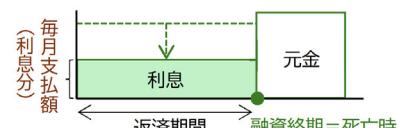


全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

満60歳以上の方がり災した持家を建設する場合、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	4,500万円（用地取得しない場合）
利率	全期間固定金利 年2.67%（令和6年11月1日現在）
特徴	・毎月のお支払は利息のみ ・借入金の元金は申込人（連帯債務者も含む）全員が亡くなられた際に、相続人の方から、手元金による支払い、または融資住宅及び土地の売却等により一括清算 ・売却代金等が債務を下回る（残債務がある）場合でも、相続人は残った債務を返済する必要がない

<イメージ>



問 住宅金融支援機構（共通）

TEL0120-086-353（通話無料）

3) その他

家屋等の公費解体



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル TEL080-7974-1737

被災宅地等復旧支援事業

住宅耐震化促進事業※1



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

液状化等により被害を受けた宅地や住宅の復旧のため、所有者が実施する宅地の復旧や住宅の耐震化を支援します。

補助額	被災宅地等復旧支援事業	最大 919 万円
	住宅耐震化促進事業	最大 250 万円

※1 公費解体により解体した場合は対象外

問 珠洲市環境建設課 TEL0768-82-7756

地域福祉推進支援臨時特例給付金※1

(住宅再建給付金)



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住宅が半壊以上の被災※2 をした高齢者のいる世帯等に対しこの地域※3 で住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

(1) 「 8 の い ず れ か	(1) 65 歳以上の高齢者のいる世帯 (2) 障がい者のいる世帯 (3) 児童扶養手当受給世帯 (4) 住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯 (5) 離職・廃業した人がいる世帯※4 (6) 一定のローン残高がある世帯 (7) 住宅再建に係る資金の借り入れが受けられない世帯 (8) 家計急変世帯※4
給付金額	最大 200 万円 ※5

※1 自宅再建利子助成事業給付金との併用は不可

※2 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）も対象

※3 能登地域 6 市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）以外で住宅再建した場合は対象外

※4 令和 6 年能登半島地震の影響を受けた世帯が対象

※5 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金（加算支援金）受給額を差引いた金額を上限額まで給付

問 臨時特例給付金コールセンター
TEL076-225-1956

自宅再建利子助成事業給付金



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を受けることができます。

(1) 「 3 す べ て 満 た す 方	(1) り災証明書が半壊以上※1 の世帯 (2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入（所得）額が、次の要件を満たす方 ①世帯全員の収入が給与収入のみ： 世帯合計収入が 600 万円以内 ②世帯員の収入に給与以外の収入がある： 世帯合計収入が 440 万円以内 ※世帯員に 23 歳未満の被扶養者がいる場合は収入（所得）制限はありません。 ※高齢者・障がい者がいる場合は、世帯収入（所得）要件の緩和（控除）があります。 (3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けている
	給付金額 上限 300 万円（1 世帯あたり 1 回）

※1 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）、応急仮設住宅等に入居された方を含む

問 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
TEL076-225-1968

生活福祉資金貸付（災害援護費）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

災害により被害を受けた低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等は、住宅の補修や災害を受けたことにより臨時に必要となる経費について、資金の貸付を受けることができます。（所得制限あり）

貸付上限額	最大 150 万円（災害援護費）
資金使途	【災害援護費】 ・破損故障した家具・家電の購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間	貸付の日から 2 年以内（返済猶予）
返済期間	据置期間終了後 20 年以内
利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.5%

問 珠洲市社会福祉協議会総務管理課
TEL0768-82-7751

1.住宅を新築・購入する

(2) 震災前と異なる場所で用地取得し、「新築」

1) 給付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊	
半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 Tel0768-82-7725

被災者生活再建支援金（建設・購入）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊	
半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	300万円
大規模半壊	250万円
中規模半壊	100万円
半壊	

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合は3/4の金額を支給

問 珠洲市危機管理室 Tel0768-82-7725

2) 貸付

災害復興住宅融資（建設・購入）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住宅をり災した世帯で持家を建設（用地を取得）する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	5, 500万円（用地取得する場合）
返済期間	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間※2」のいずれか短い年数以内
利率	全期間固定金利 年 2.67% (令和6年11月1日現在) 団体信用生命保険加入しない場合 年 1.04%（令和6年11月1日現在）

※1 「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は被災住宅の修理が不能または困難である場合

※2 「80歳」—「申込本人または収入合算者のうち、年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

災害復興住宅融資＜高齢者向け返済特例＞

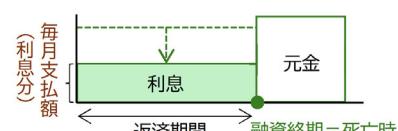


全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

満60歳以上の方がり災した持家を建設（用地を取得）する場合、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	5, 500万円（用地取得する場合）
利率	全期間固定金利 年 2.67% (令和6年11月1日現在)
特徴	・毎月のお支払は利息のみ ・借入金の元金は申込人（連帯債務者も含む）全員が亡くなられた際に、相続人の方から、手元金による支払い、または融資住宅及び土地の売却等により一括清算 ・売却代金等が債務を下回る（残債務がある）場合でも、相続人は残った債務を返済する必要がない

<イメージ>



問 住宅金融支援機構（共通）

Tel0120-086-353（通話無料）

3) その他

家屋等の公費解体



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル TEL080-7974-1737

地域福祉推進支援臨時特例給付金※1 (住宅再建給付金)



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住宅が半壊以上の被災※2 をした高齢者のいる世帯等に対しこの地域※3 で住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

(1) ~ (8) の い ず れ か	(1) 65歳以上の高齢者のいる世帯 (2) 障がい者のいる世帯 (3) 児童扶養手当受給世帯 (4) 住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯 (5) 離職・廃業した人がいる世帯※4 (6) 一定のローン残高がある世帯 (7) 住宅再建に係る資金の借り入れが受けられない世帯 (8) 家計急変世帯※4
	給付金額 最大200万円 ※5

※1 自宅再建利子助成事業給付金との併用は不可

※2 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）も対象

※3 能登地域 6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）以外で住宅再建した場合は対象外

※4 令和6年能登半島地震の影響を受けた世帯が対象

※5 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金（加算支援金）受給額を差引いた金額を上限額まで給付

問 臨時特例給付金コールセンター
TEL076-225-1956

自宅再建利子助成事業給付金



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を受けることができます。

(1) ~ (3) す べ て 満 た す 方	(1) 災害証明書が半壊以上※1の世帯 (2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入（所得）額が、次の要件を満たす方 ①世帯全員の収入が給与収入のみ： 世帯合計収入が600万円以内 ②世帯員の収入に給与以外の収入がある： 世帯合計収入が440万円以内 ※世帯員に23歳未満の被扶養者がいる場合は収入（所得）制限はありません。 ※高齢者・障がい者がいる場合は、世帯収入（所得）要件の緩和（控除）があります。 (3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けている
	給付金額 上限300万円（1世帯あたり1回）
	※1 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）、応急仮設住宅等に入居された方を含む

問 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
TEL076-225-1968

生活福祉資金貸付（災害援護費）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

災害により被害を受けた低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等は、住宅の補修や災害を受けたことにより臨時に必要となる経費について、資金の貸付を受けることができます。（所得制限あり）

貸付上限額	最大150万円（災害援護費）
資金使途	【災害援護費】 ・破損故障した家具・家電の購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間	貸付の日から2年以内（返済猶予）
返済期間	据置期間終了後20年以内
利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%

問 珠洲市社会福祉協議会総務管理課
TEL0768-82-7751

1.住宅を新築・購入する

(3) 震災前と異なる場所で住宅を、「購入」

1) 給付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊	
半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

被災者生活再建支援金（建設・購入）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊	
半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	300万円
大規模半壊	250万円
中規模半壊	100万円
半壊	

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合は3/4の金額を支給

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

2) 貸付

災害復興住宅融資（建設・購入）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住宅をり災した世帯で住宅を購入する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	5, 500万円（用地取得する場合）
返済期間	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間※2」のいずれか短い年数以内
利率	全期間固定金利 年 2.67% (令和6年11月1日現在)

※1 「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は被災住宅の修理が不能または困難である場合

※2 「80歳」—「申込本人または収入合算者のうち、年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

災害復興住宅融資＜高齢者向け返済特例＞

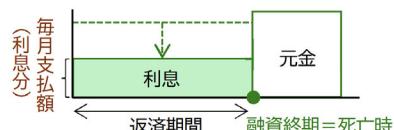


全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

満60歳以上の方がり災した住宅を購入する場合、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	5, 500万円（用地取得する場合）
利率	全期間固定金利 年 2.67% (令和6年11月1日現在)
特徴	・毎月のお支払は利息のみ ・借入金の元金は申込人（連帯債務者も含む）全員が亡くなられた際に、相続人の方から、手元金による支払い、または融資住宅及び土地の売却等により一括清算 ・売却代金等が債務を下回る（残債務がある）場合でも、相続人は残った債務を返済する必要がない

<イメージ>



問 住宅金融支援機構（共通）
TEL0120-086-353（通話無料）

3) その他

家屋等の公費解体



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル TEL080-7974-1737

地域福祉推進支援臨時特例給付金※1 (住宅再建給付金)



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住宅が半壊以上の被災※2 をした高齢者のいる世帯等に対しこの地域※3 で住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

(1) (8) の い す れ か 対 象 者	(1) 65歳以上の高齢者のいる世帯 (2) 障がい者のいる世帯 (3) 児童扶養手当受給世帯 (4) 住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯 (5) 離職・廃業した人がいる世帯※4 (6) 一定のローン残高がある世帯 (7) 住宅再建に係る資金の借り入れが受けられない世帯 (8) 家計急変世帯※4
	給付金額
	最大200万円 ※5

※1 自宅再建利子助成事業給付金との併用は不可

※2 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）も対象

※3 能登地域 6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）以外で住宅再建した場合は対象外

※4 令和6年能登半島地震の影響を受けた世帯が対象

※5 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金（加算支援金）受給額を差引いた金額を上限額まで給付

問 臨時特例給付金コールセンター
TEL076-225-1956

自宅再建利子助成事業給付金



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を受けることができます。

(1) (3) す べ て 満 た す 方 対象者	(1) 災害証明書が半壊以上※1の世帯 (2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入（所得）額が、次の要件を満たす方 ①世帯全員の収入が給与収入のみ： 世帯合計収入が600万円以内 ②世帯員の収入に給与以外の収入がある： 世帯合計収入が440万円以内 ※世帯員に23歳未満の被扶養者がいる場合は 収入（所得）制限はありません。 ※高齢者・障がい者がいる場合は、世帯収入（所得）要件の緩和（控除）があります。 (3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けている
	給付金額
	上限300万円（1世帯あたり1回）

※1 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）、応急仮設住宅等に入居された方を含む

問 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
TEL076-225-1968

生活福祉資金貸付（災害援護費）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

災害により被害を受けた低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等は、住宅の補修や災害を受けたことにより臨時に必要となる経費について、資金の貸付を受けることができます。（所得制限あり）

貸付上限額	最大150万円（災害援護費）
資金使途	【災害援護費】 ・破損故障した家具・家電の購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間	貸付の日から2年以内（返済猶予）
返済期間	据置期間終了後20年以内
利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%

問 珠洲市社会福祉協議会総務管理課
TEL0768-82-7751

2.住宅等を補修する

被災した住宅・宅地を「修理・改修」

1) 給付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊	
半壊解体※1	230万円
敷地被害解体※2	
長期避難世帯※3	
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

被災者生活再建支援金（補修）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊	
半壊解体※1	200万円
敷地被害解体※2	
長期避難世帯※3	
大規模半壊	150万円
中規模半壊	50万円
半壊	

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合は3/4の金額を支給

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

2) 貸付

災害復興住宅融資（補修）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

住宅をり災した世帯で持家を補修する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

対象	り災証明書を交付されている人（準半壊、一部損壊も対象）
融資限度額	2,500万円
返済期間	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間※1」のいずれか短い年数以内
利率	全期間固定金利 年2.67%（令和6年11月1日現在）

※1 「80歳」—「申込本人または収入合算者のうち、年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

災害復興住宅融資（補修）<高齢者向け返済特例>

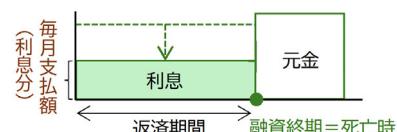


全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

り災した満60歳以上の方が持家を補修する場合、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例を受けることができます。

対象	り災証明書を交付されている人（準半壊、一部損壊も対象）
融資限度額	2,500万円
利率	全期間固定金利 年2.67%（令和6年11月1日現在）
特徴	・毎月のお支払は利息のみ ・借入金の元金は申込人（連帯債務者も含む）全員が亡くなられた際に、相続人の方から、手元金による支払い、または融資住宅及び土地の売却等により一括清算 ・売却代金等が債務を下回る（残債務がある）場合でも、相続人は残った債務を返済する必要がない

<イメージ>



問 住宅金融支援機構（共通）
TEL0120-086-353（通話無料）

3) その他

家屋等の公費解体



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル TEL080-7974-1737

被災宅地等復旧支援事業

住宅耐震化促進事業※1



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

液状化等により被害を受けた宅地や住宅の復旧のため、所有者が実施する宅地の復旧や住宅の耐震化を支援します。

補助額	被災宅地等復旧支援事業	最大919万円
	住宅耐震化促進事業	最大250万円

※1 公費解体により解体した場合は対象外

問 珠洲市環境建設課 TEL0768-82-7756

地域福祉推進支援臨時特例給付金※1

(住宅再建給付金)



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住宅が半壊以上の被災※2 をした高齢者のいる世帯等に対しこの地域※3 で住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

(1) ~ (8) の い ず れ か	(1) 65歳以上の高齢者のいる世帯 (2) 障がい者のいる世帯 (3) 児童扶養手当受給世帯 (4) 住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯 (5) 離職・廃業した人がいる世帯※4 (6) 一定のローン残高がある世帯 (7) 住宅再建に係る資金の借り入れが受けられない世帯 (8) 家計急変世帯※4
給付金額	最大200万円 ※5

※1 自宅再建利子助成事業給付金との併用は不可

※2 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）も対象

※3 能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）以外で住宅再建した場合は対象外

※4 令和6年能登半島地震の影響を受けた世帯が対象

※5 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金（加算支援金）受給額を差引いた金額を上限額まで給付

問 臨時特例給付金コールセンター
TEL076-225-1956

自宅再建利子助成事業給付金



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を受けることができます。

(1) ~ (3) す べ て 満 た す 方	(1) り災証明書が半壊以上※1の世帯 (2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入（所得）額が、次の要件を満たす方 ①世帯全員の収入が給与収入のみ： 世帯合計収入が600万円以内 ②世帯員の収入に給与以外の収入がある： 世帯合計収入が440万円以内 ※世帯員に23歳未満の被扶養者がいる場合は 収入（所得）制限はありません。 ※高齢者・障がい者がいる場合は、世帯収入（所得）要件の緩和（控除）があります。 (3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けている
	給付金額
	上限300万円（1世帯あたり1回）

※1 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）、応急仮設住宅等に入居された方を含む

問 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
TEL076-225-1968

生活福祉資金（住宅補修費・災害援護費）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

災害により被害を受けた低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等は、住宅の補修や災害を受けたことにより臨時に必要となる経費について、資金の貸付を受けることができます。（所得制限あり）

貸付上限額	住宅補修費：最大250万円 災害援護費：最大150万円
資金使途	【住宅補修費】 ・住宅の補修・修理費用（屋根・壁・窓ガラス等） 【災害援護費】 ・破損故障した家具・家電の購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間	貸付の日から2年以内（返済猶予）
返済期間	据置期間終了後20年以内
利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%

問 珠洲市社会福祉協議会総務管理課
TEL0768-82-7751

3.住宅を借りる

(1) 民間の「アパート等」を賃貸

1) 納付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊	
半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 災害証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 Tel0768-82-7725

被災者生活再建支援金（賃借）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊	
半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	150万円
大規模半壊	100万円
中規模半壊	25万円
半壊	

※1 災害証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合は3/4の金額を支給

問 珠洲市危機管理室 Tel0768-82-7725

2) その他

家屋等の公費解体



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル Tel080-7974-1737

地域福祉推進支援臨時特例給付金※1 (住宅再建給付金)



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

住宅が半壊以上の被災※2 をした高齢者のいる世帯等に対しこの地域※3 での住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

問 臨時特例給付金コールセンター
Tel076-225-1956

(1) ~ (8) 対 象 者 い ず れ か	(1) 65歳以上の高齢者のいる世帯
	(2) 障がい者のいる世帯
	(3) 児童扶養手当受給世帯
	(4) 住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯
	(5) 離職・廃業した人がいる世帯※4
	(6) 一定のローン残高がある世帯
	(7) 住宅再建に係る資金の借り入れが受けられない世帯
	(8) 家計急変世帯※4
給付 金額	最大100万円（賃借の場合）※5

※1 自宅再建利子助成事業給付金との併用は不可

※2 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）も対象

※3 能登地域 6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）以外で住宅再建した場合は対象外

※4 令和6年能登半島地震の影響を受けた世帯が対象

※5 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金（加算支援金）受給額を差引いた金額を上限額まで給付

1) 納付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊	
半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 災害証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

2) その他

家屋等の公費解体



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去を実施します。

問 公費解体受付専用ダイヤル TEL080-7974-1737

<災害公営住宅の入居について>

災害公営住宅は、災害で住宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災者向けに、市が整備して低額の家賃で賃貸するものであり、今後、ニーズ等を把握して建設するかどうかも含め、検討していきます。

問 珠洲市環境建設課 TEL0768-82-7756

→災害公営住宅の概要は次ページを参照ください

【災害公営住宅の概要】

(1) 入居資格

- ・災害により住宅を失った方で、住宅に困窮している方が入居対象になります。

【注意事項】

- ・入居時の収入要件（収入の上限基準）はありませんが、一定期間の経過後は一般の公営住宅と同じ扱いになります（収入の上限基準が適用されます）ので、その時点で収入の高い世帯には退去していただく場合があります。

(2) 家 貸

- ・応急仮設住宅と異なり、「家賃を支払う必要があり、家賃の額は入居世帯の収入や住宅の広さ（規模）、建て方、建設時からの経過年数などにより異なります。

(3) 住宅の建て方や形式

- ・災害公営住宅の構造や建て方は、建設することが決まれば、必要な戸数や建設地等を検討のうえ決定します。また、住宅の形式（間取り、規模等）は、入居希望世帯の構成等を考慮して設定します。

【世帯構成に応じた適正な住戸規模（間取り）の目安】

形式(間取り) 世帯構成	1DK (40~50 m ²)	2DK (50~60 m ²)	3DK または 2LDK (60~70 m ²)	4DK または 3LDK (70 m ² 以上)
単身世帯	概ね適正な規模		(広い)	(広い)
2人世帯（中高年）	(狭い)	概ね適正な規模	(広い)	(広い)
2人世帯（若年）	(狭い)	概ね適正な規模	(広い)	
3人世帯	(狭い)	概ね適正な規模	(広い)	
4人世帯	(狭い)	(狭い)	概ね適正な規模	
5人世帯	(狭い)	(狭い)	概ね適正な規模	

【参考】災害公営住宅の事例

災害公営住宅の計画は、安全性の確保はもちろんのこと、立地環境の適応や周辺建物等との調和を考慮して進めます。また、高齢者世帯や子育て世帯などの生活支援やコミュニティ形成に配慮しながら、入居希望世帯の意向等も踏まえつつ、計画を進めていきます。

長屋建て（1～2階）



共同建て（中層：3～5階）

